

平成24年度における高知県地域職業訓練実施計画

平成24年4月27日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、高知県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成23年度における職業訓練をめぐる状況

平成23年4月以降の高知県の雇用失業情勢は、有効求人倍率が0.6倍前後で推移しており、求人の絶対数が少なく、その中でもパート求人の占める割合が高いなど、依然として厳しい状況にある。

平成23年4月から平成24年2月までにおいて、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は22,780人に上った。

また、平成23年4月から平成24年3月までに高知県において実施した緊急人材育成支援事業による職業訓練（以下「基金訓練」という。）は、522人が受講し、就職率は77.6%（4月10日現在）である。

10月から求職者支援制度が開始したが、求職者支援訓練の受講者数は、平成24年3月末日現在194人となっている。

3 平成24年度における求職者職業訓練の実施方針

雇用情勢は引き続き厳しい状況が続くことが予測されることから、求職者支援訓練は、平成24年度においても介護、情報（IT）等、成長が見込まれる

分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

(1) 求職者支援訓練

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 今計画期間においては、厳しい雇用失業情勢が続く中で、円高の進行による影響も懸念されることから、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすため、1,100人程度に訓練機会を提供することとし、訓練認定規模1,400人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の80%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
また、未就職のまま卒業することとなった新卒者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。
 - イ 基礎コース 280人
(学卒未就職者を主として対象とするものを含む。)
 - ロ 実践コース 1,120人
 - うち介護系 350人
 - 情報系 430人
 - 医療事務その他 340人
- ・ 新規参入枠
求職者支援訓練のうち、次の範囲内で地域訓練実施計画が定めた割合までは、高知県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。
 - イ 基礎コース 10%
 - ロ 実践コース 20%
- ・ 認定単位期間
求職者支援訓練は四半期ごとに認定する。
- ・ 就職率は、基礎コースで60%、実践コースで70%を目指す。

② 訓練修了者に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサル

ティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

(2) 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練とで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、高知県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力も求めることが重要である。

このため、平成 24 年度においても同様に高知県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

- ・ また、高知県地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後とも、高知県地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。